

中間貯蔵施設事業において
発生した事例と対応等の詳細
(2018年3月環境安全委員会報告以降)

2018年8月

環境省

輸送車の交通事故（1/3）

事例の概要

① サイドミラー接触

平成30年5月17日 9時5分頃 <前田JV>

- 川俣町からの輸送車両が国道114号線をタンデム（輸送車2台組で走ること）で走行中、川俣町と浪江町の町境付近ですれ違う際、路肩にあったゲート支柱に接触した。
- ゲート支柱に損傷なし。サイドミラーに損傷あり。物損のみ。

② サイドミラー接触

平成30年5月28日 11時00分頃 <前田JV>

- 二本松市からの輸送車両が常磐自動車道下り車線をタンデム（輸送車2台組で走ること）で走行中、工事区間において、路肩で作業中の作業機械に接触させた。現場は、路肩の作業機械と通行車両の間に余裕がない状況であった。
- 作業機械に損傷なし。輸送車両のサイドミラーに損傷あり。物損のみ。

発生要因

- (①)対向車に気を取られ路肩のゲート支柱に気づけなかった。支柱が目立つ色でなかった。
- (②)運転手は作業機械そばを通過する際スピードを落としたが、機械との距離の目測を誤った。

再発防止策

- (①)管理者の承諾を得て、支柱にトラテープ等を巻き視認性を高める。
- (①・②)当該事例の周知及び注意喚起の実施。
- (①・②)運転手等への聞き取り及びハザードマップへの反映。

輸送車の交通事故（2/3）

事例の概要

③ガードレール損傷

平成30年6月1日 14時44分頃<鹿島JV>

- 郡山市の車庫に戻る途中の輸送車（積荷なし）が、大熊町内の国道288号にて対向車とすれ違った際、左側に寄り過ぎ、ガードレールに接触した。
- 草木が茂っていたため、対向車がセンターライン側に膨らんできており、道を譲ろうと意識していた。
- ガードレールにすり傷あり。6月16日に交換を完了した。

④ゲート損傷

平成30年6月6日 9時35分頃 <JESCO>

- 輸送車両が、県道252号線西ゲートにて通行証確認後、車両の前から移動式バリケードを動かす前にOKサインを出されたため、車両を進行させたところ、移動式バリケードを破損した。
- 移動式バリケードのキャスター一部に損傷あり。

発生要因

- (③)対向車に道を譲ることを意識しすぎた。
- (④)警備員が移動式バリケードを引き忘れた。運転手からバリケードが見づらかった。

再発防止策

- (③)ナビゲーションシステムで、当該箇所通過時に注意喚起のアナウンスを流す。
- (③)当該事例について周知し、注意喚起を行った。
- (④)移動式バリケードの両端に印をつけるなど視認しやすくした。
- (④)再発防止等の勉強会を実施した。

輸送車の交通事故（3/3）

事例の概要

⑤ゲート接触

平成30年7月4日 14時58分頃 <前田JV>

- 飯館村からの輸送車両が、双葉町内の牛踏ゲート東を出て、国道6号線を右折する際、路肩にあった蛇腹ゲートに接触した。
- ゲートの開閉等に問題ないことが確認された。輸送車両のサイドミラーに損傷あり。物損のみ。

⑥一般車両との接触事故

平成30年7月10日 9時00分頃<前田JV>

- 葛尾村からの輸送車が、大熊町内の国道288号にて対向車(10トンダンプ)とすれ違った際、お互いのミラーを接触させた。
- 現場は、左側に蓋のない側溝があり、草木が生い茂っていた。
- 自車の右サイドミラーが破損。対向車のミラーは軽微な損傷。過失割合は、五分五分。

発生要因

- (⑤)運転手がゲートと左側サイドミラーの目測を誤った。左に寄せすぎていた。
- (⑥)すれ違いが難しい場所で、十分に速度を落とさなかった。

再発防止策

- (⑤)全運転手への当該事故の説明及び注意喚起。危険箇所等の聞き取り及びハザードマップへの情報追加。
- (⑥)ナビゲーションシステムで、当該箇所通過時に注意喚起のアナウンスを流す。
- (⑥)当該事例について周知し、注意喚起を行った。
- (⑥)事故多発地帯として周知徹底。

輸送車の故障（1/2）

事例の概要

① エンジントラブル

- (1) 磐越自動車道を走行中の輸送車両が、小野ICと差塩PAの間でエンジンチェックランプが点灯したことから、差塩PAに停車させ、修理業者による修理を行い、輸送を継続した。(平成30年4月25日) <大林JV>
- (2) 東北自動車道を走行中の輸送車両が、上り車線福島トンネルを出たところでエンジン不調となり、路肩に停車した。運転手がJV輸送管理者に連絡し、環境省等と調整し、修理業者による修理を行い、JV先導車の誘導で仮置場に戻した。(平成30年4月26日) <前田JV>
- (3) 磐越自動車道三春PAで休憩中、輸送車両の冷却水ホースが破損しており、液が漏れているのを運転手が発見した。JVから環境省等と調整し、修理業者による修理を行い、輸送を再開した。(平成30年6月15日) <大成JV>

発生要因

- (1) 年数が経過しており、ヒューズが切れていた。
- (2) 破損箇所が、始業前点検の項目でない箇所だった。
- (3) 法令点検を行っていたが、亀裂が小さく、事前に把握できなかった。

再発防止策

- (1、3) 定期点検整備ならびに運行前点検による未然防止の徹底。
- (2) 再点検の実施及び当該事例の共有。

輸送車の故障（2/2）

事例の概要

②燃料漏れによるガス欠

平成30年6月28日 10時25分頃 <大林JV>

- 郡山市からの輸送車両が、常磐自動車道下り196.2km付近を走行中、急に燃料計の表示が低下、その後エンジンが停止し、惰性で2車線区間の路肩まで走行し、停車した。
- 燃料計表示が低下した時点で、運転手がJVに連絡した。
- JVから環境省等及びNEXCOと調整、燃料車・整備者による対応では時間を要することから、NEXCOの許可を得て、携行缶による給油を行い、保管場まで自走した。

発生要因

- 燃料キャップの目詰まりを原因とするホース抜けの発生（日常点検の項目外）。

再発防止策

- 燃料キャップを外して行う点検項目を点検表に追加する。
- ダンプに異常があった場合の対応について、作業員・JV職員等が共有の認識を持つことの周知。

輸送ルート逸脱（1/2）

事例の概要

- (1) 檜葉町からの輸送車両(空荷)が、常磐自動車道を走行中、広野ICで降りるべきところ、直進した。(平成30年4月3日) <清水JV>
- (2) 檜葉町からの輸送車両(空荷)が、常磐自動車道を走行中、広野ICで降りるべきところ、直進した。(平成30年4月9日) <清水JV>
- (3) 白河市からの輸送車両(空荷)が、東北自動車道矢吹ICからあぶくま高原道路に入るべきところ、仙台方面に進行した。(平成30年4月16日) <大林JV>
- (4) 双葉町からの輸送車両(2台)が、県道255号線を走行中、直進すべきところを、右折した。(平成30年4月19日) <前田JV>
- (5) 川俣町からの輸送車両が、双葉町道102号線を走行中、町道111号線へ左折すべきところ、直進した。(平成30年5月11日) <前田JV>
- (6) 富岡町からの輸送車両(空荷)が、大熊町内の向畑ゲートより退出するところ、ルートを誤り、東大和久ゲートを通過した。(平成30年5月11日) <清水JV>
- (7) 西郷村からの輸送車両(2台)が、大熊町内県道391号線を走行中、右折すべきところ、直進した。(平成30年5月15日) <清水JV>
- (8) 郡山市からの輸送車両が、東北自動車道を走行中、郡山JCTで磐越道に入るべきところ、直進した。(平成30年5月29日) <大林JV>
- (9) 田村市からの輸送車両(空荷:2台)が、大熊町内東大和久スクリーニング場に寄った後、本来のルートと違う方向に走行した。(平成30年6月14日) <鹿島JV>
- (10) 双葉町からの輸送車両が、双葉町内町道102号線を走行中、左折すべきところ、直進した。(平成30年6月20日) <前田JV>

輸送ルート逸脱（2/2）

事例の概要

- (11)西郷村からの輸送車両が、あぶくま高原道路小野ICにおいて、磐越自動車道をいわき方面に進むべきところ、郡山方面に進んだ。(平成30年7月2日)〈清水JV〉
- (12)南相馬市からの輸送車両が、国道6号線を走行中、左折すべきところ、直進した。(平成30年7月24日)〈大成JV〉

輸送ルート逸脱後の対応

- 総合管理システムのアラート等によりルート逸脱に気づいた。JVが安全に輸送ルートに復帰する方法を輸送統括管理者と確認するなどして、正規ルートに復帰し、輸送を再開した。

再発防止策

- 各輸送車両の運転者に対して走行ルートの再教育を実施。

これまでに実施してきたルート逸脱防止の取組

- ルート間違いが起きた交差点に誘導用の工事看板を設置するなどの対策を実施した。
- 日々の朝礼や定期講習等で、ルートを誤りやすい箇所等について、ハザードマップ等を用いて確認する。

輸送車両の表示の不備

事例の概要

①輸送時の前面ゼッケン付け忘れ

平成30年3月23日 10時35分頃 <大林JV>

- 郡山市の積込場からの輸送車両が、前面ゼッケンを付け忘れて輸送を行った。
- JVが車両を差塩PAに停車させ、ゼッケンを装着させた上で輸送を再開した。

②通勤時（積荷なし）の掲示物落下

平成30年5月29日 6時50分頃<清水JV>

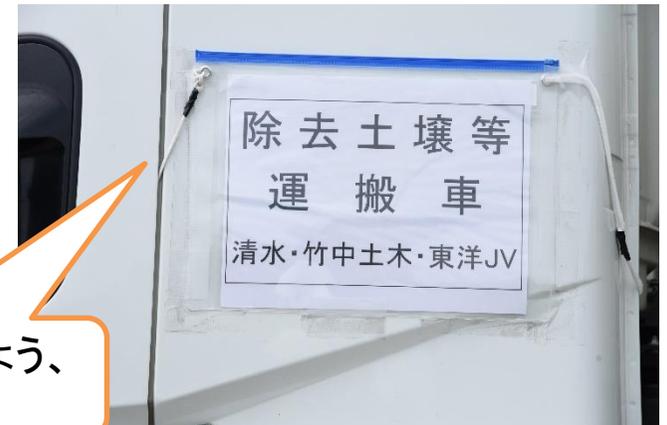
- 西郷村の仮置場に向かっていた輸送車両（積荷なし）の運転手が、東北自動車道阿武隈PAで、輸送運転席後ろの掲示物（4枚のうち1枚）がなくなっていることに気づいた。
- 運転手がJVに連絡、JVと環境省等が調整し、車両を仮置場に待機させた。

発生要因

- (①)出発時の確認不足。
- (②)ステッカーの固定が不十分だった。

再発防止策

- (①)確認体制を含めたチェックルールの見直し。
- (②)固定方法及び確認方法の見直し。
- (①・②)事故内容・再発防止策の周知。



表示が外れないよう、
ひもで固定

輸送車の事例（その他）（1/3）

事例の概要

①走行中のドアミラー落下

平成30年7月11日 12時50分頃 <清水JV >

- 大熊町の仮置場に向かっていた輸送車両（空荷）が、大熊町内の県道252号線常磐線跨線橋付近を走行していた際、運転手が左側サイドミラーの鏡部が外れて落下していることに気づいた。
- JVが現場確認と脱落したミラーの回収を行った。警察の検証ではミラーと接触した形跡等が発見できなかったことから、運転手に責のある事象でないことが確認された。

発生要因

- 直接的な原因は不明

再発防止策

- サイドミラーの点検の実施。
- 朝礼・KY（危険予知）活動時等における事例の周知。

輸送車の事例（その他）（2/3）

事例の概要

②スクリーニング未実施

- (1) 飯館村からの輸送車両が、双葉町内の陣場沢保管場にて荷下ろし完了後、スクリーニングを受けるために移動中、ルートの間違えてスクリーニング場にたどり着かなかった。
輸送車両はUターンしようとしたが、後続車がいたので引き返せず、国道6号に出た。安全に停車できる場所で停車後、JV職員の誘導及び環境省の指示により、スクリーニング場に移動、スクリーニングが完了した。（平成30年7月6日）〈前田JV〉
- (2) 田村市からの輸送車両が、大熊町内の寺下保管場bで荷降し完了後、東大和久ゲートまで走行し、その際にスクリーニングを受けていないことに気づいた。
運転手はゲート警備員にUターンの許可を求めたが、後続車が並んでいたため別のゲートから再入場するよう指示され、そのルートで東大和久スクリーニング場に向い、スクリーニングを完了した。（平成30年7月20日）〈鹿島JV〉
- (3) 田村市からの輸送車両が、2巡目の輸送のため仮置場に戻る途中でスクリーニングを受けていないことに気づいた。
運転手は安全に駐車できる場所に車両を止め、JVに電話で報告した。その後、JV職員の先導で県道252号線東ゲートから再入場し、東大和久スクリーニング場に向い、スクリーニングを完了した。（平成30年7月23日）〈鹿島JV〉

発生要因

- 運転手がスクリーニング場の位置及びルートを正しく把握していなかった。
- JVのシステムには、保管場→スクリーニング場のルート案内が入っていなかった。

再発防止策

- スクリーニング場への案内看板の設置。
- 保管場→スクリーニング場のルート案内の追加。
- 異常発生時対応、輸送・回送ルート等の再教育の実施。

輸送車の事例（その他）（3/3）

事例の概要

- ③システム登録と異なる大型土のう袋の輸送 平成30年4月24日 15時20分頃<鹿島JV>
- 郡山市の仮置場において、本来運ぶ予定でなかった大型土のう袋を誤って運搬した。保管場に運搬後、システムに登録する際に発覚した。
- ④仮置場出発時間間違い 平成30年5月15日 7時37分頃<清水JV>
- 富岡町の仮置場において、本来は8:00に出発することになっている輸送車両が、それより早い時間に出発した。
 - JESCOが、本来の出発時間より早く出発した車両があることを発見し、当該車両を保管場到着後待機させ、その後通常作業に戻した。

発生要因

- (③)大型土のう袋をシステムに登録する際の作業手順等が曖昧だった。
- (④)運行計画の見直しがあり、計画時より出発時間が遅くなっていたが、十分に周知されていなかった。

再発防止策

- (③)作業手順書の見直しの実施。
- (④)作業開始時間一覧表の作成及び周知。
- (③・④)事故内容・再発防止策の周知。

輸送車以外の交通事故（1/4）

事例の概要

①業務車両による単独事故

平成30年4月16日 15時10分頃 <JESCO>

- 業務車両で、大熊町内の町道東104号線を走行中、対向車のダンプ数台が来たことから、徐行し、左へ車両を寄せた際、ガードレールに接触した。
- 運転手を含め怪我人なし。ガードレール及び自車両左側損傷あり。

②業務車両による接触事故

平成30年4月23日 16時45分頃 <鹿島JV>

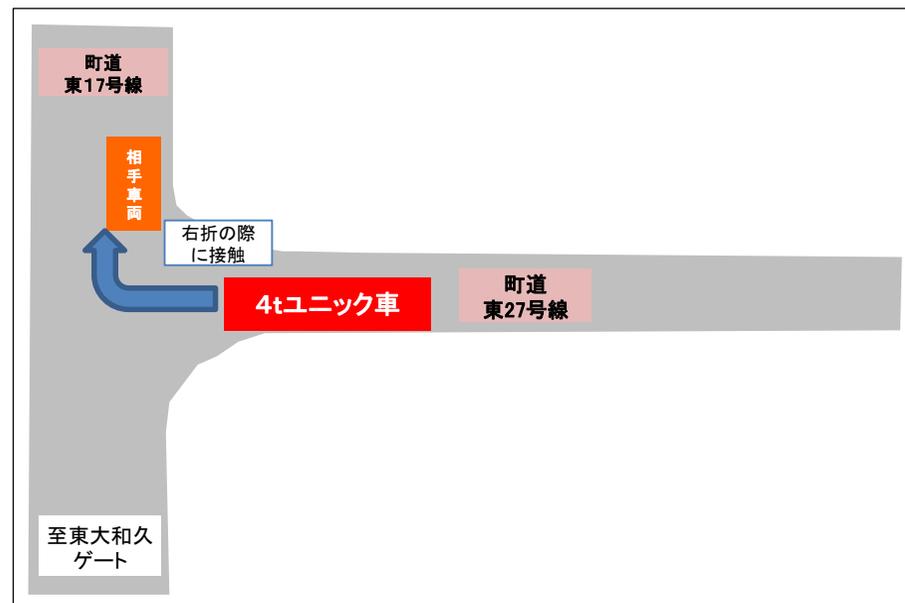
- 業務車両（4トンユニック車）で、大熊町内の町道東27号線から右折する際、対向車と接触した。
- 道路は渋滞しており、相手車両が交差点直前で停止していた（道を譲られた）。運転手は、幅が狭いと感じたが、大丈夫だと判断して右折した。
- 運転手を含め怪我人なし。自車両及び相手車両に破損あり。

発生要因

- (①・②)対向車に道を譲られ、左側の確認がおろそかになった。車幅等の認識が不足していた。
- (②)運転に慣れていなかった。

再発防止策

- (①・②)類似の災害事例を用いた安全教育の実施。
- (①)車幅感覚等の確認及び訓練等の実施。
- (①)道幅の狭い危険箇所の抽出及び危険予知(KY)における注意喚起、ハザードマップの作成。
- (②)渋滞時間帯に中型以上の車両を運転する際は、同乗者を乗せて2名で運転、安全確認する。



事故の発生状況(②の事例)

輸送車両以外の交通事故（2/4）

事例の概要

③業務車両による接触事故

平成30年5月3日 6時30分頃 <清水JV>

- 業務車両で、大熊町内の国道6号線を走行中に右折レーンに入ったが、忘れ物をしたことに気づき、直進レーンに入ろうとした。
- 一旦停止しようとして減速したが、少し左に寄ってしまったことから、直進レーンを走行してきた相手車両に接触した。
- 運転手を含め怪我人なし。相手車両ドアミラーに一部損傷。

④業務車両による接触事故

平成30年5月8日 7時34分頃 <五洋JV>

- 業務車両で、大熊町内の国道6号線を走行中、携帯電話に着信があったため路肩に停車、通話が終了したため走行車線に戻ろうとした際、後方から来た車両と接触した。
- 運転手を含め怪我人なし。自車両及び相手車両(2台)に破損あり。警察に通報後、車道を確保し、安全な場所に避難した。

発生要因

- (③)焦っており、進路変更の際の確認が不十分だった。
- (④)後方確認が不十分だった。

再発防止策

- (③・④)事故内容及び再発防止策の周知。
- (④)通勤用ハザードマップの作成と周知。

輸送車両以外の交通事故（3/4）

事例の概要

⑤業務車両による単独事故

平成30年6月30日 16時55分頃 <鹿島JV>

- 業務車両で、大熊町内の町道東27号線を走行中、町道東28号線と交差するT字路に進入し、左折しようとしたが曲がり切れず、路肩を越えて田んぼに突っ込み横転した。運転手は左折の際に減速したが、一旦停止はしていなかった。
- 運転手及び同乗者に怪我人なし。

⑥通勤車両による単独事故

平成30年7月9日 4時20分頃 <清水JV>

- 通勤車両で、いわき市内の県道35号線を走行中、小動物の存在に気づいたため、ハンドルを切り、ガードレールに接触した。
- 運転手に怪我はなし。ガードレールに損傷あり。通勤車両は、左側フロントガラス及び左側車両側面破損あり。

発生要因

- (⑤)運転者の車両運転に対する基本認識が甘かった(自身が曲がれると判断した以上に速度が出ていたなど)。
- (⑥)小動物の存在に気づき、とっさに回避しようとして不用意にハンドルを切ってしまった。
- (⑥)慣れた道で気の緩みがあった。

再発防止策

- (⑤)事故内容及び再発防止の周知。T字路一旦停止の周知。
- (⑥)小動物が飛び出してきた際、ハンドルを切らずブレーキをかける。
- (⑥)朝礼時・各種安全教育等で注意喚起、再発防止策の周知。

輸送車両以外の交通事故（4/4）

事例の概要

- ⑦業務車両による単独事故 平成30年7月13日 10時30分頃 <パシフィックコンサルタンツ>
- 業務車両で、大熊町内の町道東80号線を走行中、道路東側に路面補修が行われていない陥没箇所及び竹がせり出していたため、回避し、右側の側溝に右前後輪を脱輪させた。
 - 運転手に怪我はなし。レッカー車を呼び、車両を脱出させた。脱輪したタイヤが損傷（パンク修理を実施）。

発生要因

- ⑦ 路面補修が行われていない道路で、運転者の危険箇所の認識が少なかった。

再発防止策

- ⑦ 同様の箇所があった場合、降車し、安全誘導・徐行を実施。
- ⑦ 事故経緯の再確認及び安全教育の実施。

輸送車両以外の公道での事例（その他）

事例の概要

①ダンプトラックによる道路損傷

平成30年6月26日 15時00分頃 <鹿島建設>

- 大熊町の廃棄物貯蔵施設工事現場に面する町道において、ダンプトラックが重機及び資材の搬入を行った際、町道の路肩アスファルトが損傷した。
- 乗入口は合板で養生していたが、乗入口として計画していた箇所と別の箇所から搬入していた。

②バックホウによる道路損傷

平成30年6月30日 15時30分頃 <大林JV>

- バックホウが、大熊町内の町道東42号線を走行中、町道東79号線との交差点で方向転換した際、アスファルトを損傷した。
- 重機で公道を自走する事は違法だが、協力会社は作業員に自走を指示していた。作業員は、舗装の損傷を認識したが、大きな損傷でないとして報告しなかった。

発生要因

- (①) 協力会社に図面上の乗入箇所を示していたが、現地での確認・指示がなかったため、乗入箇所を間違えた。
- (②) 「重機場内移動」の作業指示書への記載がなく、確認していなかった。

再発防止策

- (①) 関係者全員を招集し、再発防止対策の検討会を実施。新規入場者教育でも同種災害防止を教育する。
- (①) 関係者が現地に集まり、作業方法の確認等を行う。
- (②) 「重機場内移動」の作業手順書作成及び確認の実施。
- (②) 公道を自走できない重機に「公道自走禁止」ステッカーを貼り運転手に意識させる。

仮置場・保管場等において発生した事例（作業中のけが）

事例の概要

①作業中の階段踏み外しによるけが

平成30年3月30日 16時00分頃〈清水JV〉

- 大熊町の受入分別施設内で、手すり設置作業中に階段を上るため、関係者（作業員など）以外立入禁止のテープを跨いだところ、左足を踏み外した。
- 痛みが軽度であったため、作業を継続したが、帰宅後に痛みが出たため、接骨院で診察を受け、3日間の休業。のち、病院で診察後、作業可能であることを確認した。

②作業中の転倒によるけが

平成30年4月19日 11時30分頃〈鹿島JV〉

- 大熊町の土壌貯蔵施設内で、コンクリートの打設作業を行っていた作業員が移動時につまづき、転倒した。
- 本人は引き続き作業を行ったが、その後違和感を覚え、JV職員等の帯同で診療所を受診し、右肩腱板断裂と診断された。なお、検査中に私病が疑われたため、現在その治療を優先している。

発生要因

- (①) 高さのあるテープを乗り越え、足をすべらせた。
- (②) 金網上での作業で足元が不安定であった。慣れていなかった。

再発防止策

- (①) 作業関係者が階段昇降時に取り外しにくい立入禁止テープを、取り外しやすいプラチェーンと交換する。
- (②) コンクリート打設時の転倒防止対策の検討及び周知。
- (②) 再発防止の検討会の実施。

仮置場・保管場等において発生した事例（車両・重機事故）（1/2）

事例の概要

①業務車両と作業員の接触

平成30年4月6日 11時00分頃 <前田JV>

- 双葉町の土壌貯蔵施設場内において、移動のため車両を後退させたところ、バックホウを誘導していた作業員と接触した。
- 被災した作業員は歩ける状態であったためJV事務所まで移動、その後診療所にて診察を受けた。
- 作業員は打撲と診断された。翌日より軽作業にて就労。

②輸送車両同士の接触

平成30年5月11日 13時50分頃 <鹿島JV >

- 大熊町の保管場場内において、輸送車両が後退し、後続の輸送車両に接触した。
- 車両は停車していたが、サイドブレーキの引きが甘く、傾斜があったために後退したものの。
- 両車両の運転手にけがなし。後続の輸送車両のフロントガラスが破損。

発生要因

- (①) 車両後退時の周囲確認不足
- (①) 車両が停まっていた場所が、他作業の作業動線と重なっていた（そのため、移動させる必要が生じた）。
- (②) サイドブレーキの操作が甘かった。
- (②) 路面に勾配があるという認識がなかった。

再発防止策

- (①) 駐車を明示し、作業動線を明確化する。
- (①) 朝礼・KY時に伝達事項として作業員全体に周知する。再発防止対策の周知。
- (②) 保管場内における勾配等について周知。
- (②) 傾斜についての注意看板設置、長時間停車時の輪留め実施。
- (②) 当該事例について、新規入場者教育等での周知。

仮置場・保管場等において発生した事例（車両・重機事故）（2/2）

事例の概要

③重機（クレーン機能付きトラック）の横転

平成30年5月7日 15時15分頃 <大林JV>

- 大熊町の土壌貯蔵施設敷地内で、敷鉄板（重さ約1.6t）をクレーン機能付きトラックで荷下ろししていたところ、車体が横転した。
- 5枚目までは、クレーンを3段まで伸ばしていたが、6枚目からは車体から離れた場所に着地させようとし、ブームを4段まで伸ばしたところ、荷重超過となった。
- クレーン操作者及び玉掛者など、作業関係者は異変に気づき、車体から離れていたためけがはなし。

④トレーラーによる架空線の切断

平成30年7月2日 15時30分頃 <大林JV>

- 大熊町の土壌貯蔵施設敷地内において、ベルトコンベア設備用の部材を38トントレーラーで搬入作業中、敷地内を通る架空線に積荷が接触し、架空線を切断した。
- 当日は、午前中から38トントレーラー及び10トンダンプで部材を順次搬入しており、切断時は9台目だった。
- 架空線切断による民家及び大熊町通信ケーブルへの影響がないことを確認済。

発生要因

- (③)作業員が作業計画を守っていなかった
- (③)クレーンのブームは長くなると耐荷重が小さくなるため、ブームを長くしたことで荷重超過となった。
- (③)本作業時、作業指揮者がいなかった。
- (④)架空線の高さについて、作業責任者の認識違いがあり、かつ上部の確認がおろそかになっていた。
- (④)JVは、搬入口の指示、他の作業との調整、通行禁止ルール、作業手順書への通行ルートの明記などについて確認が不十分だった。
- (④)環境省の監督官から簡易ゲートがない旨事前に指摘していたが、設置していなかった。

再発防止策

- (③)作業計画の見直し及び関係者全員への周知。
- (③)吊り荷とブームの長さなど、本作業に関する適切な知識について周知を行う。
- (③)作業指揮者の配置（不在時は代務者を配置）。
- (④)車両出入口への簡易ゲート設置による高さ表示。
- (④)積荷高さの確認及び関係者への周知、高さ制限に係るルール等の関係者全員への周知。
- (④)出入口やルートなど、通行ルール明確化と関係者全員への周知。